

利用者募集中!

未就園児向け

こども誰でも通園制度

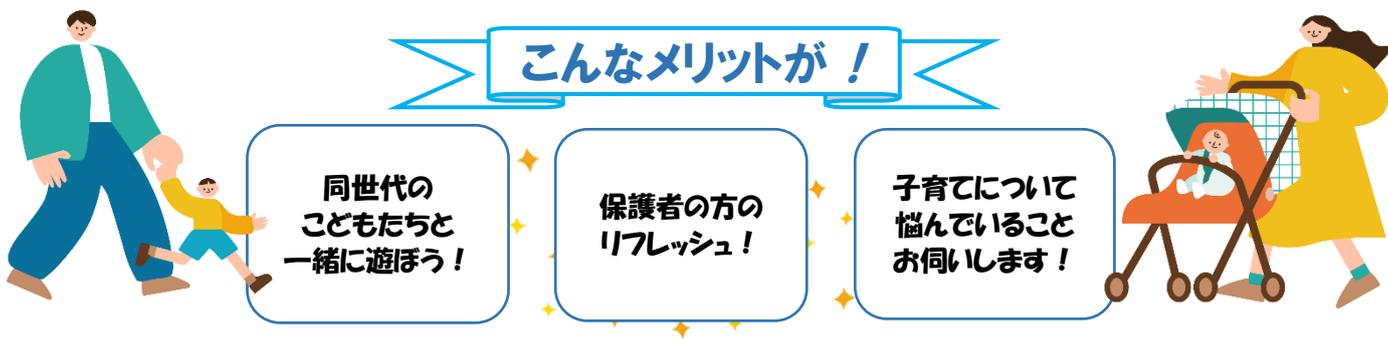
を実施しています



全てのこどもの育ちを応援するため、保護者の方の就労要件など理由を問わず、保育所などの施設にお子さんを通わせることができる新たな制度です。

仙台市では、実施施設において月10時間以内の預かりを行っています。

ご利用いただくためには仙台市への認定申請が必要になるほか、スマートフォン等インターネットを利用して専用システムを操作いただきます。詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。



対象となるお子さん

以下に該当するお子さんが利用の対象となります。

- ・生後6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日)までのお子さん。
- ・現在、保育所や認定こども園などの教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)、または企業主導型保育事業を利用していないこと。
- ・ひと月あたりの利用希望時間が月10時間以内であること。(注)

注…月10時間を超えて引き続き預かりを希望される場合は、一時預かり事業へお申し込みいただくことも可能ですが、一時預かり事業は予約制のため、必ずしもご希望の日時にお預かりできるとは限りません。

利用認定申請について

制度をご利用いただくためには、インターネットを利用した認定申請が必要です。

申請に関する詳細や手続きの流れについては、仙台市ホームページをご確認ください。

(仙台市ホームページから利用申請を行う「つうえんポータル」へアクセスできます)

※認定申請は、住民票所在地の自治体で行ってください。

※仙台市民の方は、本市による認定後、システムによる利用予約が可能になります。



実施施設

様々な施設・事業所で事業を実施しています。

詳しくは仙台市ホームページをご確認ください。



利用料

お子さん1人1時間あたり 標準 300円

- ・実施施設において定めた利用料のほか、食費などの実費をご負担いただきます。
- ・世帯の所得状況等による利用料減免制度があります。(※別途申請が必要です。)

お問い合わせ

●保育内容や空き状況に関すること
直接、利用希望の実施施設へ

●制度に関すること
こども若者局幼保企画課 TEL: 022-214-8185
仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎7階

仙台市 誰でも通園

